

# 農地の売買・転用には手続きが必要です!

「自分の農地だから申請や届出をしなくても、自由に売ったり、貸したり、転用してもよい」と思っていませんか。優良な農地を守り、耕作する方の権利を守るために「農地法」という法律があります。農地を売ったり、貸したり、他の目的で農地以外のもの(住宅、駐車場、山林など)に用途を変更(転用)するときは、「農地法」に基づく申請(市街化区域については届出)が必要です。許可なく勝手に農地以外のものに転用すると、罰せられる場合もあります。

## 農地の売買および貸し借りをするとき

農地法第3条

- ・農地法の許可がなければ、売買が成立しても所有権移転登記をすることができません。
- ・許可を得ずに貸借しているときは、万が一、トラブルが起きても農地法では守られません。
- ・資産保有や投機目的による売買および一定面積を耕作していない方の取得は、許可されません。

## 農地を農地以外として利用するとき(転用)

農地法第4条・第5条

申請(届出)には2種類の方法があります。

〔農地法第4条申請〕 農地の所有者が農地を転用するとき

〔農地法第5条申請〕 農地の所有者から農地を買って(または借りて)転用するとき

(例えばAさんの田をBさんが購入し、そこにBさんの家を建てる時など)

一時的に農地を資材置場や駐車場、工事仮設事務所、砂利採取場などに利用する場合も、4条・5条の許可が必要ですのでご注意ください。

農地の転用は、事前に農業委員会へご相談ください。

問 藤原庁舎 農業委員会事務局 T 46-6312 F 46-6319

## いなべ市農業公園 うめぼ~やだより

第7回

# うめぼ~やぶあんくらぶ



こんにちは、うめぼ~やだよ。今回は「いなべの特産しいたけを育ててみませんか?」ということで、しいたけの菌打ちをします。自分で育てたしいたけは格別おいしいんじゃないかな。ファミリーでの参加もOKだよ。木工細工体験もできるから、みなさんぜひ、トライしてみてね!

## 農業公園「しいたけの菌打ち&木工細工体験」



日時 2月8日(日) 13:30~16:00  
 場所 藤原町 梅林公園直売所  
 定員 30人  
 参加費 2,000円 持ち物 軍手

### うめ~るQRコード



ケータイから「うめ~る」に登録してね。農業公園のイベント情報・花の開花情報、パークゴルフ情報、得する(うめー)情報が盛りだくさん!みんな会員になって農業公園のファンになってね!

問・申込先 いなべ市農業公園 T 46-8377 F 46-8385 電話で申し込みを受け付けます。

## めざまし!いなべ通!!

~自然と歴史紹介~

いなべ 検定入門 29

中原神社の 粥だめし

毎年、新春第1日曜日の朝、北勢町南中津原、北中津原の氏神さんである中原神社で「粥だめし(粥占)」という神事が行われます。この神事は、豊作を願い、天候や農作業の行方を神に祈り、教示を乞うたことに始まります。神事に先立ち、宮司が「今年の粥占の結果が、農民の豊作につながりますよう、誤りなきご宣託を」と祈禱します。氏子たちの持ち寄った白米と女竹の管(長さ10cm)に天候なら『雨・風・照』、稲なら『早生・中生・晩生』などと刻印したものを「はそり鍋」に入れて一緒に炊きます。炊き上がると管を2つに割って中に入った飯粒の数で割合(%)をつけ、神前に報告します。ちなみに昨年(平成20年)は、早生稲5%、中生稲50%、晩生稲80%、雨0%、風50%、照り5%、松茸10%、景気5%...(以下略)でした。



昔の村人たちは、この「粥だめし」を一つの目安としてその年の農作業の準備をしてきたそうですが、今後も、伝統行事として続けられていくことでしょう。

情報提供者: いなべ市の語り部 伊藤 忠さん

宣託: 神のお告げ

問 員弁庁舎 広報秘書課 T 74-5820 F 74-5821